

茨城県中央環境衛生組合管理者の職務代理者及び代理の順序を定める規則

令和6年4月1日

規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条において準用する法第152条第2項及び第3項の規定により、管理者の職務を代理する職員及び代理の順序を定めるものとする。

(職務代理者)

第2条 法第152条第2項の規定により、管理者の職務を代理する職員は、事務局長とする。

(代理の順序)

第3条 法第152条第3項の規定により、管理者の職務を代理する上席の職員は、総務係事務局長補佐とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。